

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、令和4年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0531第4号」にて、下記の検査項目に検査実施料が新設されましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

### 新規保険収載項目

● 適用日 令和4年6月1日から適用

項目名	保険点数	区分
脛トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出	350点	区分番号「D023」 微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)

脛トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出は、リアルタイムPCR法により、脛トリコモナス感染症を疑う患者であって、鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して治療法選択のために実施した場合及び脛トリコモナス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して治療効果判定のために実施した場合に、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数を準用して算定する。

### 受託開始日

● 弊社受託準備中